

長期未着手の都市計画道路の見直しについて 概要版

～大阪市では、長期未着手の都市計画道路の見直し(新設・拡幅の取りやめ)を進めています～

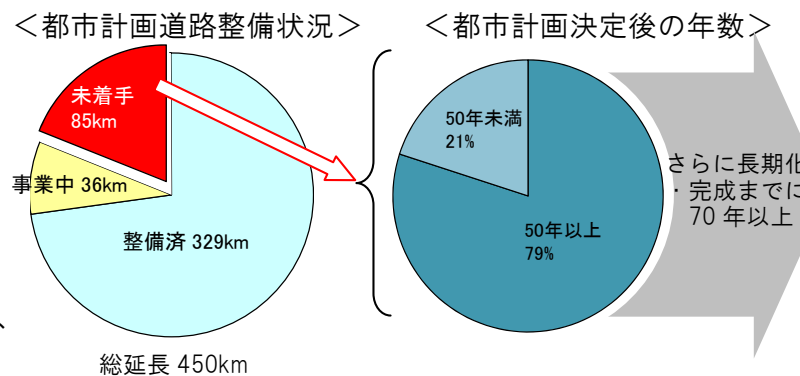
■ 都市計画道路とは？

(役割) まちの骨格を形成し、人や車の移動を支えるだけでなく、良好な街並みを形成し、非常時には避難空間になるなど、都市活動を支える基礎的な都市基盤施設です。
(整備) 既にある道路を拡幅する路線と新設する路線に分けられます。



■ 大阪市の都市計画道路の現状と課題

- ・長期的な整備を前提に、総延長約 450km の道路(幹線街路)を都市計画決定しています。
- ・街路事業などにより、既に約 329km (約 7 割) が整備を完了しており、約 36km (約 1 割) が事業中となっています。残る事業未着手路線は約 85km (約 2 割) となっています。
- ・未着手路線の約 8 割は都市計画決定後 50 年以上経過しており、これに伴う建築制限が長期化しています。また残事業費が約 9,800 億円にのぼり、現在の予算規模では、完成までに 70 年以上を要し、建築制限がさらに長期化することとなります。



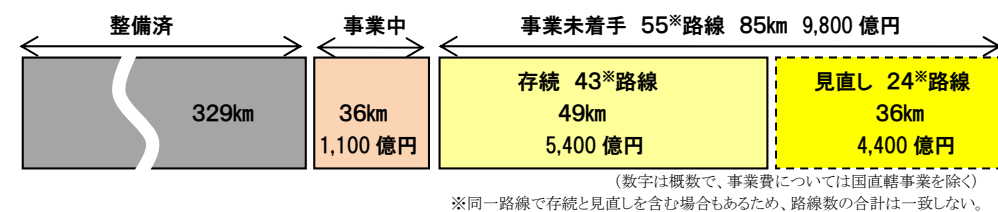
■ 長期未着手の都市計画道路の見直し方針 (案)

- ・人口減少・高齢社会の到来といった、従来の拡大型から安定・成熟型社会への移行が進んでいます。
- ・社会・経済状況の変化を踏まえ、事業未着手路線の必要性を検証し、存続や廃止などの見直しを実施します。
- ・具体的には、以下の 4 つの視点で必要性を検証しました。

- ① 「道路ネットワークの確保」の視点での評価
放射・環状軸となる道路ネットワークを確保します。
- ② 「都市防災性の向上」の視点での評価
密集市街地における延焼遮断空間や避難路を確保します。
- ③ 「安全・円滑な通行機能の確保」の視点での評価
現道からの拡幅により安全・円滑な通行機能を確保します。
- ④ 「路線ごとの個別特性」からの評価
地域の個別特性により整備効果が期待される路線については、計画を存続とします。

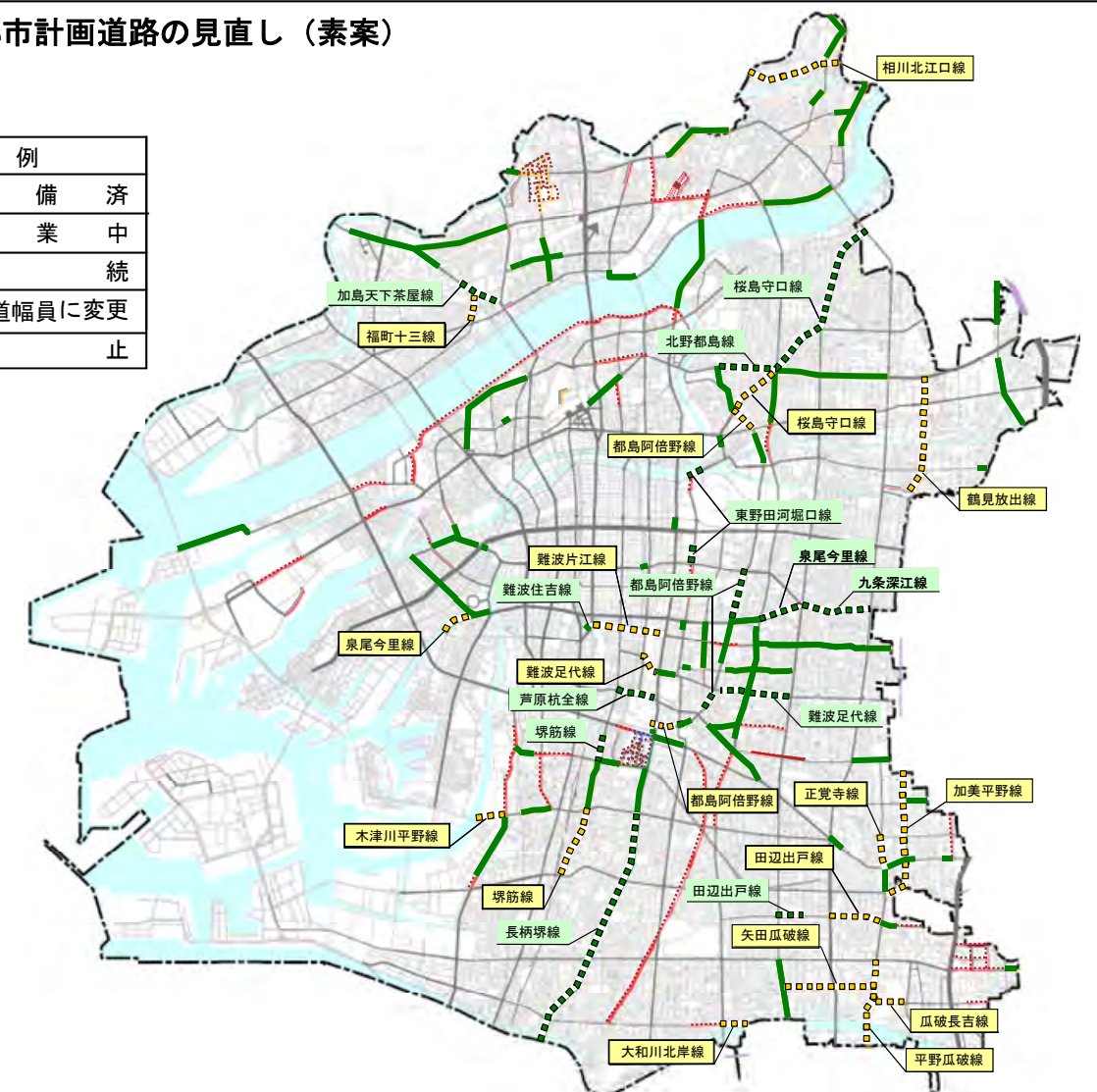


- ・この結果、43 路線、約 49km を存続とし、概ね 30 年程度での事業着手をめざすこととし、今後事業着手する路線について検討してまいります。
- ・存続路線以外は計画の廃止または現道幅員への変更(拡幅の取りやめ)を行う「見直し(素案)」をまとめました。
- ・これらは 24 路線、約 36km となり、事業未着手の都市計画道路の約 4 割に相当します。

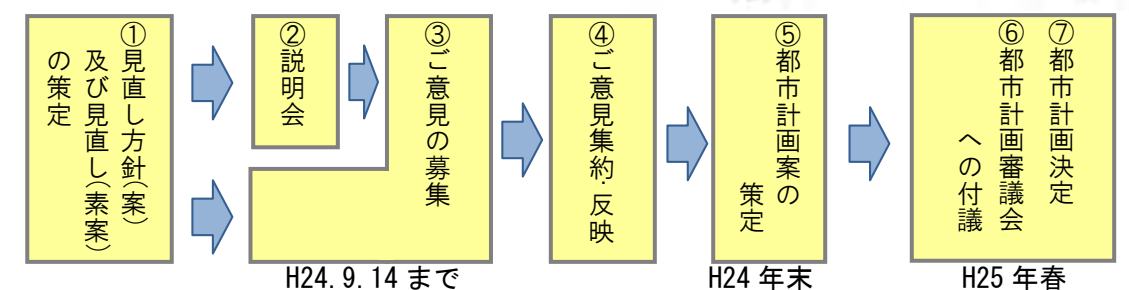


■ 長期未着手の都市計画道路の見直し (素案)

凡	例
—	整備済
...	事業中
—	存続
■ ■ ■	現道幅員に変更
□ □ □	廃止



■ 進め方



■ 見直し方針(案)及び見直し(素案)の意見募集について

○ 閲覧・配布場所

- ・計画調整局ホームページ
- ・建設局道路部(ATC ビル ITM 棟 6 階)
- ・大阪市サービスカウンター(梅田・難波・天王寺)
- ・中央図書館及び各地域図書館
- ・計画調整局計画部(大阪市役所本庁 7 階)
- ・市民情報プラザ(大阪市役所本庁 1 階)
- ・各区役所(出張所含む)

○ 閲覧・応募期間

平成 24 年 7 月 2 日(月) から 9 月 14 日(金) まで

○ 意見応募方法

- ・所定の用紙「長期未着手の都市計画道路の見直しに対するご意見など」(意見等記入用紙)により、下記問合せ先への持参・送付・ファックス・Eメールで応募していただけます。
- ・なお、電話や口頭でのご意見は受付けておりませんのでご注意ください。また、ご意見に対する個別の回答は致しかねますのでご了承ください。

【問合せ】

大阪市 計画調整局 計画部 都市計画課

〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20

電話：06-6208-7873

FAX：06-6231-3753

MAIL：toshikeikaku-douro@city.osaka.lg.jp